

利根沼田地域 定住自立圏の形成に関する協定書

沼田市・昭和村

利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定書

沼田市（以下「甲」という。）と昭和村（以下「乙」という。）は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、利根沼田地域定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱第4の規定によるものをいう。）を行った甲と連携の意思を有する乙との間において、相互に役割を分担し、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、充実を図るとともに、地域活性化に努め、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために、次条に規定する政策分野において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うものとする。

（連携する具体的事項）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に係る連携、協力及び経費負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条において規定するもののほか、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該経費を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する経費の負担については、その都度、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。この場合において、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を相手方に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、書面により行うものとし、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通知があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

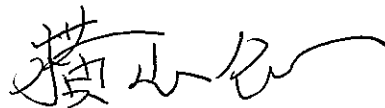
第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときには、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年12月25日

甲 群馬県沼田市下之町888番地
沼田市

沼田市長



乙 群馬県利根郡昭和村大字糸井388番地
昭和村

昭和村長



別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

① 地域医療の連携強化

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内における医療従事者確保のため、准看護学校の運営を補助し、圏域内医療機関の看護人材の増加に向けた取組を推進する。	甲は、乙と連携し、運営費の支援を行う。	乙は、甲と連携し、運営費の支援を行う。
圏域内における救急医療体制整備のため、病院群輪番制の運営を補助し、第2次救急医療体制の整備・維持に向けた取組を推進する。	甲は、乙と連携し、地域医療体制の充実に必要な事業及び支援を行う。	乙は、甲と連携し、地域医療体制の充実に必要な事業及び支援を行う。

(2) 福祉

① 障がい者福祉の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の障害のある人や保護者等からの相談に応じ、情報提供及び権利擁護の支援等を実施するため、障害者相談支援センターを設置し、地域生活支援事業を実施する。	甲は、乙と連携し、障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業及び支援を行う。	乙は、甲と連携し、障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業及び支援を行う。
圏域内の精神障害のある人等を対象に創作的活動、生産活動の機会を提供するため、地域活動支援センター、あおぞら作業所を設置し、地域生活支援事業を実施する。	甲は、乙と連携し、障害のある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するために必要な事業及び支援を行う。	乙は、甲と連携し、障害のある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するために必要な事業及び支援を行う。

(3) 教育

① 教育環境の整備・充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の高等教育の整備、充実を図るため、利根沼田学校組合立利根商業高等学校の運営を補助し、適切かつ円滑な学校運営を推進する。	甲は、乙と連携し、運営費の支援を行う。	乙は、甲と連携し、運営費の支援を行う。

② 文化財保存・活用の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の文化財の適切な保護及び文化的な活用を図るため、甲及び乙が設置する歴史資料展示施設の相互利用を推進するとともに、甲及び乙の住民を対象に事業を実施する。	甲は、乙と連携し、共生ビジョンにおいて規定する歴史資料展示施設を相互に利用し、文化財の展示事業を行うなど圏域内の特色ある地域文化の継承及び活用に取り組む。	乙は、甲と連携し、共生ビジョンにおいて規定する歴史資料展示施設を相互に利用し、文化財の展示事業を行うなど圏域内の特色ある地域文化の継承及び活用に取り組む。

③ 図書サービスの充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内住民への情報提供の向上と、情報格差解消を図るため、甲及び乙が設置する施設の相互利用を推進するとともに、図書館情報サービス網を形成する。	甲は、沼田市立図書館を設置し、中央館機能の充実を図るとともに、乙と連携し、圏域内全域に対する図書館資料の個人貸出及び情報サービスの提供を行う。	乙は、甲と連携し、甲が設置する図書館と乙が設置する図書室等の相互利用に努め、圏域内全域の図書館サービス網形成に努める。

④ 生涯学習・スポーツ活動の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内のスポーツの振興を図るため、甲及び乙が設置するスポーツ施設の相互利用を推進するとともに、甲及び乙の住民を対象に事業を実施する。	甲は、乙と連携し、共生ビジョンにおいて規定するスポーツ施設の相互利用に関し、必要な事業を行う。	乙は、甲と連携し、共生ビジョンにおいて規定するスポーツ施設の相互利用に関し、必要な事業を行う。

(4) 産業振興

① 広域観光体制の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域全体の観光振興を図るため、観光宣伝等、圏域内の観光資源を活用した事業を実施する。	甲は、乙と連携し、圏域内への旅客誘致や観光PR活動など、観光入込客数の増加に向けて必要な事業を行う。また、連携に必要な組織の検討を行う。	乙は、甲と連携し、圏域内への旅客誘致や観光PR活動など、観光入込客数の増加に向けて必要な事業を行う。また、連携に必要な組織の検討を行う。

(5) 環境・衛生

① ごみ処理施設等の広域利用

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の廃棄物を安定的かつ効率的に処理するため、群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン（平成29年3月制定）に基づき、処理施設の集約化を図る。	甲は、乙と連携して、圏域内で協議会等を設置・運営し、広域ブロックによる処理を推進するために必要な事項についての検討を行う。	乙は、甲と連携して、圏域内で協議会等を設置・運営し、広域ブロックによる処理を推進するために必要な事項についての検討を行う。

② 火葬場の広域利用

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の公衆衛生の向上を図るため、個別に運営している火葬場をぬまた聖苑に一元化し、施設の集約化を図る。	甲は、乙と連携し、運営費の支援を行う。	乙は、甲と連携し、運営費の支援を行う。

(6) その他

① トレーニング施設の広域利用

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内住民の健康づくりを推進するため、甲が設置するテラス沼田トレーニングプラザの広域利用を促進するとともに、甲及び乙の住民を対象に事業を実施する。	甲は、トレーニングプラザを設置し、乙と連携して、住民の健全な心身の発達と健康づくりを推進するために必要な事業を行う。	乙は、甲と連携して、住民の健全な心身の発達と健康づくりを推進するために必要な事業を行う。

② 消費生活相談体制の強化

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の消費生活に対する安全・安心を確保するため、消費生活センターを設置し、契約トラブル等に対する相談や情報提供等を行う。	甲は、消費生活センターを設置し、乙と連携して、圏域内住民の利便性の向上と消費者被害の未然防止に取り組む。	乙は、甲と連携して、圏域内住民の利便性の向上と消費者被害の未然防止に取り組む。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

① 地域公共交通の維持確保と利用促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の交通手段の維持・確保及び利便性向上のため、公共交通のネットワーク化を図り、交通機関の利用を促進する。	甲は、乙と連携し、鉄道や路線バス等の地域公共交通機関の利用を促進するために必要な事業を行う。	乙は、甲と連携し、鉄道や路線バス等の地域公共交通機関の利用を促進するために必要な事業を行う。

(2) 交流移住

① 移住・定住の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内への移住・定住を促進するため、移住相談会や移住体験、モニターツアーの実施及び移住希望者への情報発信等に取り組む。	甲は、乙と連携し、圏域内への移住・定住人口の増加を図るために必要な事業を行う。	乙は、甲と連携し、圏域内への移住・定住人口の増加を図るために必要な事業を行う。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材の育成

① 圏域内自治体職員の交流・合同研修

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の自治体職員の能力及び資質の向上を図るため、地域の活性化等、圏域内の共通課題をテーマとして合同研修を行う。	甲は、乙と連携して、圏域内自治体職員の人材育成のための研修事業を行う。	乙は、甲と連携して、圏域内自治体職員の人材育成のための研修事業を行う。